

# 2022 年最低賃金改定の経過と特徴

衛藤 浩司

## 1 2021 年最低賃金改定の特徴

### (1) 2021 年度、中央最低賃金審議会が答申した「目安」の特徴

中央最低賃金審議会（中賃）は昨年（2021 年）、「すべてのランク一律プラス 28 円」の目安を答申した。目安を出すにあたり中賃は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）と「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮して審議を行ってきたと述べている。

その「骨太の方針 2021」は、「民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」としており、2020 年が「ゼロ」だっ

たのに対して 3.1%引き上げる目安を答申した。

1978 年度に現制度が始まって以来最大の上げ幅である一律 28 円引き上げ、加重平均で 930 円とする目安は、これまで A～D の地域ランクごとに示してきた目安をすべてのランクで一律の目安額が示されたのも特徴である。もう 1 つの特徴は、すべての地方で目安どおりの引き上げなら、最も高い東京都が 1,041 円、最も低い県が 820 円となり、全ての都道府県で 800 円を超えることになる一方、昨年同様 221 円の格差は縮まらないままとする。

### (2) 地域間格差の是正を求める地方最低賃金審議会の答申

2021 年 8 月 12 日、すべての都道府県で最低賃金の改定額が答申された。地方最低賃金審議会（地賃）では労働者委員が目安を上回る引き上げを求める一方、経営者委員はゼロ円改定を主張するなど厳しい審議がすすめられた。

地方労連も大幅引き上げと格差是正を訴えたほか、審議会の労働者委員の奮闘もあり、プラス 4 円が鳥根県、プラス 2 円が 2 県（秋田・大分）、プラス 1 円が 4 県（青森・山形・鳥取・佐賀）と、7 県で中央最賃の「目安」を上回る答申が出された。

目安を 4 円上回る金額となった鳥根県は、6 月の県議会で「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を採択している。意見書は、「コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低

賃金で働いている。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、島根県など最も低い7県では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収130万～170万円である。最低賃金法第9条3項の『労働者の健康で文化的な生活』を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、島根県と東京都では、同じ仕事でも時給で221円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている」として、①政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度をめざし地域間格差の是正をはかること、②政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること、を国に求めてきた。

## 2 2022年、最低賃金改定の特徴

### (1) 2022年度、中央最低賃金審議会が「目安」を答申

2022年6月28日（火）から7月25日（月）にかけて4回にわたり中央最低賃金審議会の目安小委員会が開かれたが、目安額の「水準とその根拠」についての考えに隔たりが大きく結論を出すことができなかった。

8月1日には5回目の目安小委員会が深夜まで開催された。目安小委員会で労働者側は、物価高

を背景に大幅な引き上げを求めていた。一方、経営者側は、仕入れ価格の上昇を納入価格へ転嫁し切れずに収益が圧迫されており、引き上げ幅は小幅にとどめたい考えで、両者の間で隔たりがあったが、引き上げ額を30円台前半とする方向で調整がすすめられ、同日深夜によりやく決着した。翌8月2日に開かれた中賃で、A・Bランクで「31円」、C・Dランクで「30円」、加重平均で961円（3.3%）を厚生労働相に答申した。

### (2) 労働者側委員の見解

労働者側委員は「今後重要なことは、経済をより自律的な成長軌道にのせていくことであり、そのためには、経済・社会の活力の源となる『人への投資』が必要で、その重要な要素の1つが最低賃金の引き上げにほかならない」と主張した。そのうえで「現在の最低賃金の水準では、年間2,000時間働いても年収200万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、また、連合が公表している最低限必要な賃金水準では、最も低い県であっても時間単価で950円を上回らなければ単身でも生活できないとの試算結果が出ていることも踏まえ、最低賃金は生存権を確保したうえで労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべき」と、連合のリビングウェッジの水準を「最低生計費」として主張している。この点では、私たち全労連と地方組織が取り組んできた「最低生計費試算調査」の結果である全国どこでも時給1,500円以上（月150時間）とは大きな隔りがある。

また、この間の物価高騰について労働者側委員は「生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引き上げが必要」と主張している。

### (3) 使用者側委員の見解

使用者側委員は「今年度の目安については、引き続き新型コロナ感染症や、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小企業の経営状況や、地域経済の実情を各種資料からの確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づいて慎重な審議を行うべき」と主張し、「企業の支払能力」を考慮するよう求めた。

また、「『生産性が向上し、賃上げの原資となる収益が拡大した企業が、自主的に賃上げする』という経済の好循環を機能させることが重要であり、スムーズな好循環の実現のため、中小企業に対する一層の支援を含め、産業構造上の上流から下流まで、企業規模にかかわらず、さらなる生産性の向上や価格転嫁を含む取引環境の適正化への支援等の充実が不可欠である」と、最低賃金の引き上げのための中小企業支援策の強化を求めている。

### (4) 「目安」の特徴

中賃は8月2日に、A・Bランク「31円」、C・Dランク「30円」、加重平均で961円(3.3%)との目安を厚生労働大臣に答申した(表)。

特徴の1つは地域間格差を広げる目安だ。昨年

表 中央最低賃金審議会の「目安」額

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	31円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	31円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	30円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	30円

がすべてのランクでプラス28円だったのに対して、A・BランクとC・Dランクの格差を1円広げるものとなり、目安どおりだとAランクの最高額1,072円とDランクの最低額850円との格差は222円となる。審議会に示された賃金上昇率は、Aランクで1.4%、Bで1.3%、Cで1.6%、Dで1.9%と最低賃金が低い地域ほど高くなっているのに逆行するものである。

特徴のもう1つは、異常な物価高を反映していないことだ。「今年度は、特に労働者の生計費を重視した目安額とした」としているが、少なくとも3%程度の物価上昇を考慮すれば、昨年の28円に物価上昇分を加味しなければ現在の生計を維持することすらできない低水準と言える。

## 3 全労連・国民春闘共闘委員会のたたかい

全労連と国民春闘共闘委員会は、今年に入り1月27日に厚生労働省に対して目安の在り方に関する全員協議会への意見書と署名を提出し、①現在4つあるランク制度を段階的に減らして、最低賃金の全国一律化を図ること、②最低賃金額の決定は、単身で8時間働けば人間らしく暮らせる1500円とすること、③改定にあたっては、科学的、民主的な調査を実施し、分析すること、④すべての審議を公開とすることを求めた。

2月6日の「第一次最賃デー」は「ローカルビッグアクション」として30地方で実施(昨年、18地方)、東京では新宿駅東口での宣伝行動には70人が参加した。

また、2月10日には「最賃院内学習会&最賃運動全国交流会」を開催し、会場30人、オンライン70人が参加。院内学習会は國學院大學の小越洋之助名誉教授が「全国一律最低賃金の実現に向けて、最低賃金法の問題点を考える」と題して

講演。議員9人（自民、共産、立憲、国民、れいわ）、秘書10人が参加した。最賃運動全国交流集会は、地元国会議員への要請行動や地方自治体での意見書採択を求める取り組みなどを交流し、春闘期の最賃運動の取り組みを提起した。

3月2日には「22春闘総決起集会&請願署名提出行動」が取り組まれ、参議院議員会館講堂には約200人が参加し、「新しいち署名」・「全国一律最賃署名」の提出と、労働法制2署名の議員要請を手分けして行った。最賃署名12万1517筆を103人の紹介議員に届ける取り組みを行った。

3月29日には厚生労働省「政策統括官要請」が取り組まれ、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制度の早期実現を求めた。

4月15日は「第二次最賃デー」として、厚生労働省に対して署名（168団体・640人分、総計590団体・7,642人分）とVOICE（438人分）を提出するとともに、最賃近傍で働く人たちが記者会見を行い、生協労働者とオリンパスの子会社で働く人が記者会見で厳しい生活実態を訴えた。

5月11日の中央行動は「第三次最賃デー」として「全国一律最賃署名」の提出と紹介議員の要請行動を行った。当日は、全国から約200人が参加。署名は3月提出分とあわせて18万5,178筆を提出するとともに、与野党の参院議員、衆参の厚生労働委員に紹介議員の要請を行い、その日のうちに1議員が応諾の回答を寄せた。

6月24日の「第四次最賃デー」は、午前中に厚生労働省と中小企業庁への要請行動、お昼休みは非正規センターの厚労省前行動に合流した。14時から厚生労働省で兵庫県と高知県の最低生計費試算調査結果についての記者会見を行った。

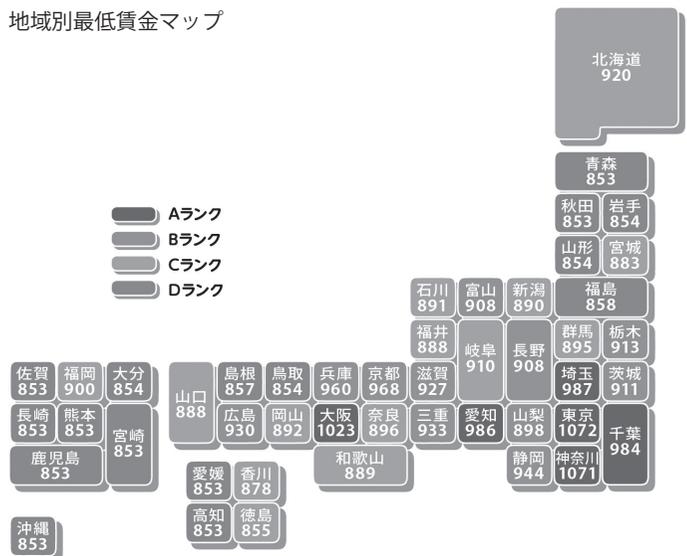
7月15日の「第五次最賃デー」は、雨天のため予定していた日本商工会議所前での宣伝行動は中止し、夕方にディーセントワーク宣伝を新宿駅西口地下で行い、50人が参加した。

そのほか、6月26日から8月1日まで5回にわたって開催された中賃の目安小委員会の開催に合わせて、全労連・国民春闘各闘のほか全労協などとともに最低賃金の大幅な引き上げを求める宣伝行動を展開した。

#### 4 最低賃金引き上げの議論は地方最低賃金審議会へ

目安を受けて、各地方で最低賃金の引き上げ額について審議が続けられてきた。8月23日に山梨県と岩手県で答申が出され、すべての都道府県で最低賃金の引き上げ額の答申が出そろった（最賃マップを参照）。今年の特徴は、中賃でA・BランクとC・Dランクの格差を広げる目安が出されたのに対して、格差の縮小を求める地方の抵抗で、C・Dランクを中心に目安を1円から3円上回る改定額を答申したことだ。去年は7県で目安

地域別最低賃金マップ



資料：全労連作成

を上回る答申が出されたのに対して、地域間の格差是正を求める地方の声の広がり、今年も22県で目安を上回る改定額が答申され、地域間の格差も221円から219円と2円縮まった。

プラス3円は5県（鳥根・岩手・鳥取・高知・沖縄）、プラス2円は8県（山形・大分・愛媛・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島）、プラス1円は9県（兵庫・茨城・山梨・北海道・新潟・山口・徳島・青森・秋田）となっている。

「答申」のもう1つの特徴は、中小企業に対する支援を求める付帯決議が増えていることだ。

岩手県の「答申」の付帯決議は、「中小企業・小規模事業者への実効性のある支援のための現行制度の拡充及び早急な制度創設を次のとおり政府に対し要望する」として、以下の3点を挙げている。

- ①賃上げのための環境整備として、業務改善助成金の拡充、及び賃上げ分を補填するような新たな助成金の早急な創設を求める。
- ②企業間取引の適正化、価格転嫁に関する問題解消を目指し「パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」等の施策を確実に実行するよう求める。
- ③賃金引き上げに起因する就業調整の原因となる税控除制度の見直しや社会保険料の減免措置等の検討を求める。

としている。また、兵庫県では「社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと」が明記されたほか、滋賀県でも「中小企業、小規模事業者に対し、価格転嫁できる環境と各種支援策を拡充すること」などの要望が付帯された。

## 5 全国一律制度の実現を求める全労連

日本以外で地域別最低賃金制度を採用している国は少ない。州別最低賃金制度をとっているカナダ以外のG7加盟国である米国、英国、ドイツ、フランスのほか、韓国も全国一律の最低賃金制度を採用している。地方からも地域間の格差是正を訴える声があがっている。

全国労働組合総連合（全労連）は、1989年の結成時から「私たちは、大幅賃上げ、全国一律最低賃金制の確立、労働時間短縮、『合理化』反対、雇用保障、働く女性の地位向上、ILO条約など国際労働基準への到達をはじめとする労働者の切実な要求の実現をめざします」と、全国一律最低賃金制度の確立を掲げてきた。翌年の1990年10月には「全国一律最低賃金制にたいする全労連の政策」を発表し、最低賃金の決定基準を「健康で文化的な生活を営むために必要な生計費を基本」とすることや、最低生計費は「単身者の理論生計費によって算出」することなどとし、最低生計費試算調査を取り組んできた。これまで、27都道府県で4万6,800人の協力を得て「最低賃金は都市と地方で差がないこと」「月額25万円・時間額1,500円（月150時間）以上必要」であることを明らかにしてきた。

「最低賃金、誰でもどこでも1500円以上」という私たちの要求は広く認知され、最低賃金の引き上げが市民連合と立憲野党の政策合意に盛り込まれた。「格差と貧困を是正する」項で、「最低賃金の引き上げや非正規雇用・フリーランスの処遇改善により、ワーキングプアをなくす」としている。そして、2021年に行われた衆議院議員選挙や今年行われた参議院選挙でも立憲、共産、社民、れいわ4野党が「最低賃金1500円」を公約に掲げた。

全労連は、2024年の最低賃金法の改正を実現するために「最低賃金アクションプラン2024」を補強し、今後も運動を大きく広げていく。

（えとう ひろし・全労連常任幹事）